

令和7年度 山梨県職員(一般任期付職員)選考採用試験案内

山梨県では、困難な問題を抱える女性への支援をより一層充実させるため、次のとおり任期付職員の募集を行います。

受付期間 令和7年12月22日(月)～令和8年1月9日(金)

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	勤務場所	任期
社会福祉 (女性相談支援員)	2名	山梨県女性相談支援センター (山梨県甲府市北新 1-2-12 福祉プラザ 2階)	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで (3年間)

2 職務内容

これまでの職務経験等を活かし、女性相談支援員として主に次のような業務に従事します。DVや性暴力、生活困窮など、さまざまな困難を抱える女性に寄り添い、相談対応から緊急時の保護、自立支援、新規施設検討等、幅広い業務に従事します。

主な業務内容

(1) 電話・面談による相談対応

困難な問題を抱える女性本人や関係機関からの相談に対応し、電話・面接・アセスメントを行う。

(2) 安全確保のための一時保護や施設調整

必要な方の一時保護に向けた調整等を行う。

(3) 要支援者の自立に向けた支援

他機関と連携・協働し本人の意向を踏まえた住居・就労・医療など生活基盤の支援を行う。

(4) 関係機関との連携・情報共有

関係機関などと協力し、必要な情報を共有しながら支援を進める。

(5) 支援記録や報告書の作成

ケース記録の作成と管理

(6) 女性自立支援施設の設置に向けた検討

県が設置を目指す女性自立支援施設についての検討、企画等を行う。

3 受験資格

(1) 令和7年11月30日現在、次の要件を全て満たしている者が受験できます。

- ① 社会福祉主事としての任用資格、児童指導員としての任用資格、社会福祉士の資格若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は令和8年3月31日までに資格を有することとな

る者

② 女性相談支援員^{※1}としての実務経験^{※2}を3年以上有すること

※1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に規定する職

※2 「実務経験」には、休暇・休業・休職等のため1か月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く）は含みません

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

① 日本国籍を有しない者

② 地方公務員法第16条に該当する者

- ・ 拘禁刑以上の刑又は懲役若しくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 求められる資質

- (1) 相談者の立場に立って話を聞く共感力と傾聴力、必要な情報をわかりやすく説明できる高いコミュニケーション能力を有すること
- (2) DV、性暴力、ジェンダー問題、法律、福祉制度などの専門的知識を有すること
- (3) 他機関との連携・協働を円滑に進めることができる調整能力を有すること
- (4) 状況に応じて適切な対応策を導き出す問題解決力と想定外の事態にも冷静に対応できる柔軟性を有すること
- (5) 女性自立支援施設に関する企画・立案ができる能力を有すること
- (6) 行政に求められる公平性にも留意した適切なバランス感覚を有すること

5 試験の方法

区分	時期	内容
第1次選考 (書類選考)	令和8年1月中旬	提出された書類に基づき、資格要件、経歴、小論文の内容について審査します。
第2次選考 (人物考査)	令和8年1月下旬	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性について個別面接を行います。

※第2次選考は、第1次選考の合格者が対象となります。日時及び場所は、別途連絡します。

6 受験手続等

(1) 受験手続等

受付期間	令和7年12月22日(月)～令和8年1月9日(金)まで
------	-----------------------------

申込書類		<p>次の書類について申込先まで直接持参するか、又は郵送してください。</p> <p>①山梨県職員（一般任期付職員）選考採用試験申込書（様式第1号）</p> <p>②履歴書（様式第2号）</p> <p>※履歴書には、申込前6か月以内に撮影した写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、正面向きのもの）を貼り付けてください。</p> <p>③小論文（様式第3号）※（2）を参照してください。</p> <p>④職務経歴書（様式第4号）</p> <p>様式第1号から様式第4号については、下記URLからダウンロードして下さい。</p> <p>https://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/r7ninkithukisyokuin.html</p> 
申込方法	持参の場合	令和7年12月22日（月）から令和8年1月9日（金）まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日、年末年始休暇を除きます。
	郵送の場合	封筒の表に「選考試験」と朱書きし、必ず書留郵便としてください。 令和8年1月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。
申込先、問合せ先		山梨県 福祉保健部 福祉保健総務課 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁本館5階） 電話 055-223-1441

（2）小論文

- ① テーマ：「困難な問題を抱える女性への切れ目ない支援を実現するための女性相談支援センター・女性相談支援員・女性自立支援施設の役割」

あなたが考える困難な問題を抱える女性への切れ目ない支援の実現に向けた課題を挙げ、問題であると考え理由、どのように解決できるのかを、これまでの女性相談支援員としての経験や三者の役割を踏まえながら1,200字以内で論述してください。

- ② ダウンロードした様式に記入し提出してください。記入は、横書きとし、パソコン等による入力、自筆いずれでも構いません。様式には小論文のテーマは書かず、1行目から記述してください。

7 合格発表

区分	時期	内容
第1次選考 （書類選考）	令和8年1月中旬	選考結果を申込者全員に書面で郵送により通知します。
第2次選考 （人物考査）	令和8年1月下旬	選考結果を受験者全員に書面で郵送により通知します。

※第2次選考結果を通知した後、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。

なお、職歴証明書は、勤務期間及び実務経験期間の始期及び終期、1か月以上の休職等の有無と期間について、在職していた法人等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

8 選考結果の提供

受験者は、選考結果の提供を申し出ることができます。電話、はがき等による申出では提供できません。

提供の申出をする場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、写真付きの証明書等）を持参の上、提供期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提供場所へお越しください。

区分	申し出できる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次選考	不合格者	総合ランク	各選考の結果の通知日から1月間	山梨県福祉保健部 福祉保健総務課 (県庁本館5階) 山梨県甲府市丸の内1-6-1
第2次選考	受験者	総合得点及び順位		

9 給料

給料は、山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づき、採用者の経歴等を勘案の上、決定します。また、通勤手当、期末手当等の諸手当が支給要件に応じ支給されます。また、採用に伴い県外から転居する場合は、空きがあれば県宿舍への入居が可能です。

10 服務等

勤務時間、休暇、服務、分限等については、任期の定めのない一般職員と同じです。

任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等への従事等の制限など地方公務員の服務に関する規定が適用されます。

11 その他

- (1) 試験当日、受付に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- (2) この選考試験の実施に際し収集する個人情報、この選考試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- (3) 地震、台風等の災害等により、やむを得ず選考試験の日程を変更するなど、選考試験に関して緊急のお知らせがある場合には、福祉保健総務課のホームページでお知らせします。

福祉保健総務課

<https://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/index.html>

